

「MF KESSAI」利用規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、MF KESSAI 株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する、商取引の決済等サービス「MF KESSAI」（以下「本サービス」といいます。）の利用に関する条件を定めるものであり、本サービスのすべての利用者に適用されます。本サービスの利用者は、本規約の内容を確認し、これを理解した上で、本サービスを利用するものとします。

第1条（定義等）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに従います。

(1) 「申込者」

本サービスの利用登録の申込みを行う法人をいいます。

(2) 「本利用契約」

本規約に定める手続により、当社と申込者との間で締結される本サービスの利用に関する契約をいいます。

(3) 「登録企業」

本規約に定める手続により本利用契約を締結のうえ、本サービスの利用登録を行った法人をいいます。

(4) 「取引先企業」

登録企業が商品又はサービスを提供とする商取引を行った相手方の法人又は個人をいいます。

(5) 「対象取引」

登録企業と取引先企業との間における、登録企業による取引先企業に対する商品又はサービスの提供を内容とする取引をいいます。

(6) 「対象債権」

対象取引に基づいて生じた登録企業の取引先企業に対する債権（税金、諸経費等に関する請求債権を含みます。）であって、本サービスの提供に伴い登録企業から当社への債権譲渡の対象となる債権をいいます。

(7) 「決済代行業務」

本サービスの利用につき登録企業から譲り受けた対象債権を取引先企業に対して請求し、当該請求にかかる支払を収受する業務をいいます。

(8) 「アカウント」

登録企業が本サービスを利用するための資格又は権利をいいます。

(9) 「コンテンツ」

登録企業が本サービスを通じてアクセスすることができる情報（文章、画像、動画、

音声、音楽その他のサウンド、イメージ、ソフトウェア、プログラム、コードその他のデータを含みますが、これらに限られません。)の総称をいいます。

第2条 (本規約への同意)

- 1 登録企業は、本規約に従って本サービスを利用するものとし、本規約に同意しない限り本サービスを利用しないものとします。なお、本サービスに関して当社と登録企業との間で別途合意した契約及び当社が配布、配信若しくは掲示する文書等(以下総称して「個別利用規約等」といいます。)が存在する場合、当該個別利用規約等に規定する内容は、本規約の一部を構成するものとします。
- 2 個別利用規約等において別段の定めのない限り、申込者が本規約に同意し、本サービスにおける利用登録を完了した時点で、当該申込者と当社との間で、本規約の諸規定に従った本利用契約が成立します。

第3条 (本規約の改定・変更)

- 1 当社は、当社の判断において、いつでも本規約の内容を変更又は追加できるものとします。変更後の本規約は、当社が別途定める場合を除いて、当社の運営するウェブサイト(以下「当社ウェブサイト」といいます。))に掲示された時点より効力を生じます。
- 2 登録企業は、変更後の本規約に同意しない場合には、直ちに本サービスの利用を終了するものとします。
- 3 登録企業が本規約の変更後も本サービスの利用を継続する場合、当該登録企業は、変更後の規約に同意したものとみなされます。登録企業は、自己の責任において、随時、本規約の最新の内容を確認の上、本サービスを利用するものとします。

第4条 (利用登録)

- 1 本サービスの利用を希望する申込者は、別途当社の定める手続に従い、本規約を遵守することに同意し、当社の定める方法に従い情報並びに書類(以下「登録企業情報」といいます。)を当社に提供することにより、本サービスの利用登録の申請をすることができます。
- 2 申込者は、本サービスの利用登録を申請する際、申込者が以下の各号に掲げる要件を充足していることを当社に対し表明し、保証するものとします。
 - (1) 申込者が日本法に準拠して適法に設立され、且つ、有効に存続する法人であること
 - (2) 申込者は、法令等に従い、本利用契約を締結し、これを履行する法律上の権利能力及び行為能力を有していること
 - (3) 対象取引にかかる商品又はサービスの提供、その他事業の運営に必要な許認可を

取得し、又は必要な届出を行っており、関係諸法令を遵守していること

- (4) 申込者の経理処理が一般に公正妥当と認められる会計基準又は会計慣行に従って会計処理がなされており、かつ、税金及び社会保険料等の滞納や過誤等もないこと。
- (5) 申込者、申込者の代表者、役員、及び申込者の実質的支配者（犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第1項第4号に定める者をいいます。）等が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じです。）でないこと、及び資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていないこと
- (6) 本サービスの利用登録の申請時点において債務超過でなく、申込者が本利用契約を締結すること及び当社が申込者に本サービスを提供することが詐害行為取消の対象とならず、かつ、申込者が知りうる限り、本利用契約の締結等について詐害行為取消その他の異議を述べる第三者が存在しないこと
- (7) 前各号のほか、当社が当社ウェブサイトその他により申込者に確認を求めた事項

3 当社は、申込者が以下の各号に該当すると当社が判断する場合その他当社の裁量により、申込者による本サービスの利用登録の申請を承認せず、又は承諾した利用登録を取り消す場合があります。申込者は、不承認又は利用登録の取消があった場合でも、当社に対し理由の開示をもとめ、又は異議の申立てを行うことはできません。

- (1) 申込者が前項各号に定める表明保証事項に違反した場合
- (2) 当社が別途定めた本サービスの利用にかかる審査基準に該当しない場合
- (3) 申込者が本サービスの利用登録の申請にあたって当社に提供した情報又は書類の全部又は一部につき、虚偽、誤り又は記載漏れがある場合
- (4) 申込者が、本サービス又は当社が提供する別途のサービスにつき、サービス利用停止措置を受けたことがあり又は現在受けている場合、又はサービスの利用契約を解除されたことがある場合
- (5) 過去に、本利用契約その他当社との間で締結した契約上の義務の履行を怠ったことがある場合、その他本利用契約上の義務の履行を怠るおそれがあると当社が判断した場合
- (6) 申込者に対する本サービスの提供が当社の業務の支障、システムの不都合等を生じさせるおそれがある場合
- (7) 当社が追加で求めた情報又は書類の提供を行わない場合
- (8) その他、当社が申請を適当でないとして判断した場合

4 当社が本サービスの利用登録の申請を承諾する場合には、その旨の通知を行います。当該通知が発信された時点で、当該申込者と当社との間で、本利用契約が成立するものとします。

第5条（アカウントの管理）

- 1 登録企業は、自己の責任においてアカウントを管理・保管するものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。当社は、アカウントの利用につき、当該アカウントの利用にかかるログイン ID 又はパスワードその他当該アカウントの利用につき当社が提示又は入力を求める情報又は文字列等（以下総称して「ログイン ID 等」といいます。）の一致を確認した場合、当該アカウントを保有するものとして登録された登録企業が本サービスを利用したものとみなします。
- 2 アカウント及び当該アカウントにかかるログイン ID 等の管理不十分又は第三者の使用等による損害の責任は、登録企業が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
- 3 登録企業は、アカウント及び当該アカウントにかかるログイン ID 等が盗用され又は第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、その対応につき当社からの指示に従うものとします。

第6条（決済代行業務の依頼）

- 1 登録企業は、本サービス上において別途当社が定める方法に従い取引先企業及び対象取引に関する情報その他当社が定める情報（以下「取引関連情報」といいます。）を提供し、その他本サービスの利用につき当社が指定する条件を遵守することにより、当社に対し決済代行業務の依頼を行うことができます。
- 2 登録企業は、決済代行業務を当社に依頼する場合、当該決済代行業務にかかる取引先企業に対し、以下の各号に定める事項を別途当社が指定する方法により提示し、各号の内容につき当該取引先企業の承諾を得た場合のみ、本サービスによる決済代行業務を当社に委託することができます。
 - (1) 当社の指定する本サービスに関する表示及び説明事項
 - (2) 登録企業が本サービスを利用して当社に決済代行業務を委託すること、並びに当該委託に伴い登録企業は当該取引先企業に対する対象債権を当社に譲渡すること、及び取引先企業は当該対象債権に対する支払いを当社に対して行う必要があること
 - (3) 前号に従い取引先企業が当社に対し対象債権の支払いを行う場合、当社の裁量に従い、振込手数料その他の支払いに要する費用が取引先企業の負担となる場合があること
 - (4) 当社による決済代行業務に必要となる取引先企業に関する個人情報その他の情報を当社に対し開示することにつき、当該取引先企業が同意すること
 - (5) 前各号のほか、当社が指定する事項
- 3 決済代行業務の委託につき、登録企業が当社に対して提供した情報に虚偽、誤り若しくは記載漏れがあったこと又は登録企業が取引先企業に対し前項各号に定める事項につき確認を得なかったことに起因して、登録企業に損害その他の不利益が生じた場合

であっても、当社は一切の責任を負いません。

- 4 登録企業は、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）の適用対象である取引（以下「下請法適用取引」といいます。）について、決済代行業務の依頼をする場合には、当該決済代行業務の依頼を行う際にその旨を申し出るものとし、あわせて、当該下請法適用取引にかかる対象債権の反対給付を受領した日又は受領の予定日を当社に通知するものとします。

第7条（対象取引等に関する規制）

登録企業は、当社に依頼を行う決済代行業務にかかる対象取引又は当該対象取引により提供される商品若しくはサービスにつき、以下の各号の全てに該当することを当社に対し表明し、保証するものとします。

- (1) 当該対象取引又は対象取引により提供される商品若しくはサービスが、法令又は公序良俗に違反するものではないこと
- (2) 当該対象取引又は対象取引により提供される商品若しくはサービスにつき許認可、届出その他法令上の手続が必要な場合、その手続が完了していること
- (3) 特定商取引に関する法律、消費者契約法、景品表示法その他適用を受ける法令に従った販売等方法、表示方法及び広告方法を行うこと
- (4) 当該対象取引又は対象取引による提供される商品若しくはサービスにつき、官公庁その他の規制団体から命令、指導等がなされた場合、それを遵守すること
- (5) 前各号のほか、当社が確認を求めた事項

第8条（対象債権の適格性）

登録企業は、当社に依頼を行う決済代行業務にかかる対象債権につき、以下の各号の全てに該当することを当社に対し表明し、保証するものとします。

- (1) 取引先企業との間で行った真正な取引にかかる債権であること
- (2) 登録企業にとって営業のための取引にかかる債権であること
- (3) 登録企業が知る限り、取引先企業に以下のいずれかの事由が生じておらず、かつ、そのおそれもないこと
 - ア 支払停止、支払不能又は債務超過
 - イ 取引先企業が振り出した手形若しくは小切手の不渡り又は手形交換所の取引停止処分
 - ウ 差押、仮差押の申立て又は滞納処分
 - エ 破産手続開始若しくは民事再生手続開始その他これらに類する法的倒産手続の申立て又は私的整理の開始
 - オ 破産手続開始若しくは民事再生手続開始その他これらに類する法的倒産手続又は私的整理手続の開始原因となる事由の発生

- (4) 取引先企業が架空名義、なりすまし又は反社会的勢力等に該当しておらず、かつ、そのおそれもないこと
- (5) 有価証券の売買にかかる債権でないこと
- (6) 弁済等により消滅することなく有効に存在し、かつ登録企業に有効に帰属する債権であること
- (7) 既に譲渡され若しくは質入その他の担保に供され、又はこれらの予約がされている債権でないこと
- (8) 他の債権者による差押又は滞納処分による差押を受けている債権でないこと
- (9) 手形又は小切手が振り出されている債権でないこと
- (10) 譲渡禁止特約が付されている債権でないこと
- (11) 対象取引が無効、取消し又は解除されている債権でないこと
- (12) 登録企業に対する抗弁が主張されていないこと
- (13) 法令又は公序良俗に反する取引にかかる債権でないこと
- (14) 本サービスを利用した決済を希望しない場合と異なる代金を請求する等（保証料の上乗せを含むがこれに限られません。）、取引先企業に不利益となる差別的な取扱いをした取引にかかる債権でないこと
- (15) 対象債権が下請法適用取引に基づくものである場合であって、対象債権にかかる譲渡対価の支払日が、登録企業が当該下請法適用取引にかかる反対給付を受領した日から起算して60日以内に設定されていること

第9条（決済代行業務の受託及び対象債権の譲渡）

- 1 当社は、登録企業からの決済代行業務の依頼があった場合、登録企業から提供された登録企業情報及び取引関連情報に基づき、対象取引又は対象債権にかかる決済代行業務の受託可否に関する判断（以下「与信審査」といいます。）を行います。当該与信審査の結果、当該依頼にかかる決済代行業務の受託が可能であると判断する場合、当社はその旨を登録企業に通知するものとします。
- 2 当社が前項の通知を登録企業に対し発信した場合、当該通知の記載又は別途本サービス上で当社と登録企業が合意した条件により、当社は当該対象取引又は対象債権にかかる決済代行業務を受託します。
- 3 当社が特定の対象取引又は対象債権にかかる決済代行業務を受託した場合、与信審査通過の通知に記載された内容又は別途本サービス上で当社と登録企業が合意した条件により、対象債権は登録企業から当社に譲渡されるものとします。また、当該譲渡に伴い、登録企業は、当社に対し、当該対象債権の請求先である取引先企業に対する、当該対象債権が譲渡された旨を通知する権限を付与するものとします。
- 4 当社が決済代行業務の遂行に関連して、当社に譲渡された対象債権の対抗要件、支払いの案内その他当社の指定する事項を取引先企業に通知するために当該債権譲渡に関

しての証明書、譲渡通知書等を発行することを求めた場合には、登録企業はこれに応じるものとします。

- 5 登録企業は、本サービスの利用期間中、当社の事前の承諾を得ることなく、対象取引にかかる対象債権を当社以外の第三者に譲渡し、又は担保設定をすることその他の処分を行わないものとします。
- 6 当社は、登録企業又は取引先企業につき、主要な株主の変更、事業譲渡・合併・会社分割等の組織再編、その他会社の支配に重要な影響を及ぼす事実が生じた場合、第1項の与信審査を再度実施すること（以下「再審査」といいます。）ができるものとします。登録企業は、当該再審査により、対象取引若しくは対象債権にかかる決済代行業務の取引条件が変更される場合があること又は当社が対象取引若しくは対象債権にかかる決済代行業務の以後の委託を受け付けない場合があることにつき、あらかじめこれを承諾するものとします。

第10条（対象債権の譲渡対価の支払い）

- 1 対象債権の譲渡にかかる対価（以下「譲渡対価」といいます。）及びその支払条件は、前条第1項にかかる与信審査通過の通知に記載された内容又は別途本サービス上で当社と登録企業が合意した内容により定めるものとします。
- 2 当社は、登録企業から対象債権を譲り受けた場合、当該対象債権にかかる取引先企業が当該債権に対する支払いを実施しない場合であっても、本規約に別途に定める場合を除き、当該対象債権の譲渡対価を支払うものとし、かつ、当該譲渡対価の返還を求めないものとします。
- 3 当社が登録企業に対して譲渡対価の支払その他本利用契約にかかる支払いを実施する場合、当社は、当該支払実施時点で生じている登録企業の当社に対する債務と相殺することができるものとします。この場合、当該相殺の実施に関する判断及び相殺の充当の順位は、当社の裁量により定めるものとします。
- 4 当社は、以下の各号に定める場合、それぞれに定める期間、譲渡対価の支払いを留保することができるものとし、かつ、当該留保につき遅延損害金その他の責任を負わないものとし、登録企業はあらかじめこれを承諾するものとします。
 - (1) 本利用契約が理由を問わず終了した場合において、登録企業の当社に対する債務の存否及びその金額を確定するまでの期間
 - (2) 登録企業が本規約に違反していると当社が合理的な根拠に基づき判断した場合において、当該違反が解消されるまでの期間
 - (3) 第14条第3項に定める場合において、同項に定める期間
 - (4) 登録企業につき本規約に定める表明保証事項に反する疑いがあると当社が合理的根拠に基づき判断した場合において、当該表明保証事項違反の存否が確定できるまでの期間

- (5) 金融機関におけるシステムトラブル等により譲渡対価の支払いに客観的障害が生じている場合において、当該障害が解消されるまでの期間
- (6) 登録企業につき、主要な株主の変更、事業譲渡・合併・会社分割等の組織再編、その他会社の支配に重要な影響を及ぼす事実が生じた場合において、当該事実を前提とした登録企業の再審査が完了するまでの期間

第11条（取引先企業による誤入金の処理）

- 1 第9条に基づき、当社が決済代行業務を受託し、対象債権が登録企業から当社に譲渡されたにもかかわらず、取引先企業が登録企業に対し当該対象債権にかかる入金を行った場合（以下「誤入金」といいます。）、登録企業は、当該誤入金があった旨その他当社が別途指定する事項につき遅滞なく当社に通知するものとし、別途当社からの要請があった場合には、当該誤入金の有無及び金額にかかる入金記録その他の資料を当社に提供するものとし、
- 2 前項に基づく誤入金の通知が当社に到達した場合、又は当社が取引先企業に対し対象債権にかかる決済代行業務を実施した際取引先企業から当該対象債権につき登録企業に対して支払いを行った旨の回答を得た場合、当社は、当該対象債権にかかる決済代行業務の受託をキャンセルすることができるものとし、当社は、当該キャンセル以後、取引先企業に対して対象債権にかかる請求を行わないものとし、登録企業は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号の定めを確認のうえ、これをあらかじめ承諾するものとし、
 - (1) 譲渡対価の支払が未了である場合 当社は登録企業に対して譲渡債権の対価の支払いを行わないものとし、
 - (2) 譲渡対価の支払が完了していた場合 登録企業は別途当社が指定する方法に従い支払い済みの譲渡対価を当社に対して返還するものとし、

第12条（決済代行業務の依頼のキャンセル）

- 1 登録企業は、決済代行業務を当社に依頼し、当社がこれを受託した場合であっても、当社による決済代行業務の受託後、取引先企業から対象債権にかかる支払代金が当社に入金される前であっても、別途当社が定めるキャンセル条件を充足する場合には、別途当社が定める方法により当該決済代行業務の委託をキャンセルすることができるものとし、ただし、キャンセルがなされた場合であっても、登録企業は、別途当社が定める事務手数料を負担するものとし、
- 2 前項に基づくキャンセルの依頼が当社に到達した場合、第9条第3項にかかる対象債権の譲渡は、遡って効力を失うものとし、当社は、当該キャンセル以後、取引先企業に対して対象債権にかかる請求を行わないものとし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号の定めに従うものとし、

- (1) 譲渡対価の支払が未了である場合 当社は登録企業に対して譲渡債権の対価の支払いを行わないものとします。
 - (2) 譲渡対価の支払が完了していた場合 登録企業は別途当社が指定する方法に従い支払い済みの譲渡対価を当社に対して返還するものとします。
- 3 第1項に基づくキャンセルの依頼が当社に到達した後に、取引先企業から当社に対して対象債権への支払いがなされた場合には、登録企業の当社に対する譲渡対価の返還の先後により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に従った取り扱いを行うものとします。
- (1) キャンセルに伴う譲渡対価の返還前に、取引先企業から当社に対し対象債権にかかる支払いがあった場合 当社は、当該対象債権にかかる受取代金を保持することができるものとし、登録企業に対する受取代金の送金義務を負わないものとします。ただし、別途当社と登録先企業が協議のうえ送金について合意した場合を除くものとします。
 - (2) 譲渡対価の支払前にキャンセルされ、又はキャンセルに伴う譲渡対価の返還がされた後に、取引先企業から当社に対し対象債権にかかる支払いがあった場合 当社は、当該受取代金を登録企業に送金するものとします。この場合、当社は、別途当社が指定する事務手数料を控除のうえ受取代金の送金を行うことができるものとします。
- 4 キャンセルに伴う取引先企業に対する説明は、登録企業が自らの責任をもって行うものとし、キャンセルに伴う取引先企業からのクレーム、トラブルその他紛争について、当社は責任を負わず、取引先企業は自らの費用と負担によりこれを解決するものとします。

第13条 (取引限度)

- 1 当社は、対象取引にかかる決済代行業務の利用限度額その他条件を当社の裁量により設定することができるものとします。
- 2 当社は、対象取引にかかる決済代行業務の利用限度額として、以下の限度額をそれぞれ設定することができるものとします。
 - (1) 1回の取引にかかる対象債権の限度額
 - (2) 同一の取引先企業との間における対象取引に関する1ヶ月ごとの利用限度額
 - (3) 同一の取引先企業との間における対象取引に関する3ヶ月ごとの利用限度額
 - (4) その他別途当社が定める限度額

第14条 (譲渡対価の返還)

- 1 当社は、第11条及び第12条に定めるほか、対象債権の譲渡を受けた場合又は当該譲渡につき譲渡対価を支払った場合であっても、以下の各号に該当する場合又は該当

すると当社が判断する場合、当該対象取引又は対象債権を本サービス提供の対象から除外するとともに、当該対象債権の譲渡合意を解除することができるものとします。この場合、当社は未払いの譲渡対価を支払う義務を負わず、又は既払い済みの譲渡対価の返還を求めることができるものとします。

- (1) 登録企業が取引先企業に対し、決済代行業務の委託につき、第6条第2項にかかる事項につき確認を行っていない場合
 - (2) 対象取引又は対象債権につき、第7条及び第8条に定める表明保証事項に反する事実のある場合
 - (3) 譲渡にかかる対象債権につき、反対債務の未履行又は不完全な履行その他法律上の抗弁があるため、当社が取引先企業に対し対象債権の請求を行えず、又は既に受領した対象債権に対する支払い金額の返還義務が生じる場合
 - (4) 対象取引又は対象債権の発生原因につき、登録企業と取引先企業との間に紛争が生じ、合理的期間における解決が見込まれない場合
 - (5) 前各号のほか、登録企業の責めに帰すべき事由により、対象債権の請求が行えず、又は対象債権にかかる支払いを当社が受けることが困難となった場合
- 2 当社は、前項各号に該当するおそれがあると判断した場合、登録企業に対し調査を申し入れることができるものとし、登録企業は、取引関連情報その他当社の求める情報及び資料を提供するとともに、当社が取引先企業に対し必要な調査を実施することができるよう、当社の求めに応じ、取引先企業に対する照会その他当社による調査に対する合理的な協力を行うものとする。
- 3 前二項の調査が継続している期間、当社は関連する対象取引にかかる対象債権に関する譲渡対価の支払いを留保することができるものとします。

第15条（決済代行業務に関する登録企業の義務）

- 1 登録企業は、本利用契約の締結、決済代行業務の委託、又は対象債権の譲渡を行った場合であっても、対象取引にかかる商品又はサービスの提供その他の契約上の責任並びに対象取引に関する法令上の義務を継続して負うものとし、当社は対象取引に関する決済代行業務の実施以外の契約上又は法令上の事由につき責任を負うものではないことを確認するものとします。
- 2 登録企業は、事前に当社に対して情報提供を行った対象取引と異なる取引につき、新たに対象取引として当社に対し決済代行業務を委託する場合、別途当社が定める手続に従いその確認と承認を求めるものとします。
- 3 登録企業は、対象取引につき、以下の各号の事由が判明した場合、当社に対しこれを報告するものとし、当該報告に関し当社が行う指示に従うものとします。
 - (1) 取引先企業に第8条第3号各号に定める事態が生じ、又は生じるおそれがある場合

- (2) 対象取引につき、取引企業から、通常の利用内容から判断して異常な数量、回数、金額、その他内容又は条件による取引の申込みがあった場合
- (3) 対象取引又は対象債権の発生原因につき、取引先企業との間で紛争が生じ、対象債権に対する支払いが円滑に実施されないおそれがある場合
- (4) 対象取引又は対象取引により提供される商品又はサービスにつき著作権、人格権、財産権その他の第三者の権利の侵害又は法令違反の主張が第三者からなされた場合
- (5) 前各号のほか、別途当社が定める場合

第16条（第三者サービス）

- 1 当社は、本サービスの機能の全部又は一部の提供につき、当社以外の第三者が管理運営するサービス（以下「第三者サービス」といいます。）を利用する場合があります。
- 2 第三者サービス又は第三者サービスから提供される情報その他のコンテンツに関する責任は、これらを提供する事業者が負うものとし、登録企業は、当該サービス又はコンテンツにつき、これを提供する事業者が定める利用規約その他の利用条件が適用されることをあらかじめ承認するものとし、
- 3 当社は、第三者サービス及び第三者サービスにより提供される情報の機能、効果、内容の正確性その他の事項について、何らの保証を行うものではありません。また、第三者サービスの一時停止、機能不全その他の不具合に起因して、本サービスの機能の全部又は一部に不具合が生じた場合であって、登録企業に損害その他の不利益が生じた場合についても、当社は一切の責任を負わないものとし、登録企業はあらかじめこれを承諾するものとし、

第17条（本サービスの利用料）

- 1 登録企業は本サービスの対価として、当社が当社ウェブサイト若しくは本サービス上の掲示又は当社が登録企業に通知した書面における記載その他の方法により別途指定する条件及び金額を、本サービスの利用料として支払うものとし、
- 2 前項の利用料の額及びその支払方法については、当社ウェブサイト若しくは本サービス上の掲示又は当社が登録企業に通知した書面その他の方法により当社が別途指定するところに従うものとし、
- 3 当社と登録企業との間で合意された本サービス利用期間の中途にて、本サービスの利用又は本利用契約が終了した場合であっても、登録企業は当該利用期間の残存期間に相当する利用料の支払義務を免除されないものとし、登録企業はあらかじめこれを承諾するものとし、
- 4 当社は、いつでも本サービスの利用料その他の本サービスの利用条件（以下総称して「利用条件」といいます。）を変更することができるものとし、変更後の利用条件は、当社が別途定める場合を除いて、当社ウェブサイト若しくは本サービス上に掲示

された時点又は当社が別途指定する方法により登録企業に対する通知を送付した時点より効力を生じます。

- 5 登録企業は、変更後の利用条件に同意しない場合には、直ちに本サービスの利用を終了するものとします。登録企業が利用条件の変更後も本サービスの利用を継続する場合、当該登録企業は、変更後の利用条件に同意したものとみなされます。

第18条（禁止行為）

登録企業は、本サービスの利用にあたり、自ら又は第三者をして、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはならず、また、以下の各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にしてはならないものとします。

- (1) 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為及びこれらを助長する行為又はそのおそれのある行為
- (2) 公序良俗に反し又は善良な風俗を害するおそれのある行為
- (3) 本サービスの利用に関連して当社から提供される情報その他のコンテンツにつき、当社が利用を許諾した範囲を越えてこれを利用し、又は公開する行為
- (4) 本サービスが通常意図しないバグを利用する動作又は通常意図しない効果を及ぼす外部ツールの利用、作成又は頒布を行う行為
- (5) 本サービス又は当社サーバー等に過度の負担をかける行為
- (6) 本サービスに接続されたシステムに権限なく不正にアクセスする行為
- (7) 当社サーバー内に蓄積された情報を不正に書き換え若しくは消去する行為
- (8) 当社、他の登録企業その他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為
- (9) 当社、他の登録企業その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー、名誉、その他の権利若しくは利益を侵害する行為
- (10) 本サービスを逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、その他本サービスのソースコードを解析する行為
- (11) 本サービスを複製、譲渡、貸与又は改変する行為
- (12) 反社会的勢力等への利益供与行為及びこれにつながる可能性のある行為
- (13) 本規約及び本サービスの趣旨・目的に反する行為
- (14) その他、当社が不適切と判断する行為

第19条（規約違反の場合の措置等）

- 1 当社は、登録企業が次の各号の一に該当し又は該当するおそれがあると当社が判断した場合には、当社の裁量により、何らの通知も行うことなく、当該登録企業に対し、登録企業情報の全部若しくは一部の削除、本サービスの利用の一時停止若しくは制限、アカウントの削除又は本利用契約の解除等の措置（以下「利用停止等」といいます。）を講じることができるものとします。

- (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 当社に提供された情報の全部又は一部に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (3) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
 - (4) 当社からの回答を求める連絡に対して 14 日間以上応答がない場合
 - (5) 本サービスの運営、保守管理上必要であると当社が判断した場合
 - (6) その他前各号に類する事由があると当社が判断した場合
- 2 前項により、本サービスの利用停止等が行われた場合、当社は、当社の裁量により、利用停止等措置の実施前において受託済みの決済代行業務の遂行を一時停止し、又は取り止めることができるものとします。この場合の対象債権又は譲渡対価の取扱については、以下の各号に区分に応じ、当該各号の定めに従うものとします。
- (1) 対象債権の譲渡が未了である場合 対象債権の譲渡の一時停止又は取り止め
 - (2) 対象債権の譲渡完了後、譲渡対価の支払が未了である場合 譲渡対価の支払いの一時停止又は取り止め及び当該登録企業に対する対象債権の返還
 - (3) 対象債権の譲渡完了後、譲渡対価の支払が完了しているが、当該対象債権にかかる取引先企業からの支払が未了である場合 当社の裁量により、対象債権及び譲渡対価の相互の返還又は取引先企業からの対象債権にかかる代金受領の継続を選択のうえ実施
 - (4) 前各号に定めのない事項その他取扱いに疑義が生じた場合 当社と登録企業の協議のうえ、当社の定める内容により対応
- 3 登録企業は、利用停止等後も、当社に対する本利用契約上の一切の義務及び債務（損害賠償債務を含むが、これに限る旨ではありません。）を免れるものではありません。
- 4 当社は、本条に基づき当社が行った行為により登録企業に生じた不利益や損害について一切の責任を負わず、登録企業のアカウント削除後も、当該登録企業に関し当社が取得した情報を保有・利用することができるものとします。

第20条（損害賠償）

- 1 登録企業による本規約違反行為その他本サービスの利用に起因して、当社に直接又は間接の損害が生じた場合（当該行為が原因で、当社が第三者から損害賠償請求その他の請求を受けた場合を含みます。）、登録企業は、当社に対し、その全ての損害（弁護士等専門家費用及び当社において対応に要した人件費相当額を含みます。）を賠償しなければならないものとします。
- 2 本サービスの利用に関連して登録企業が被った損害につき、当社による損害賠償の範囲は、登録企業に現実発生した直接かつ通常の損害に限るものとし、かつ、当該賠償の金額は、当該賠償事由の発生時点から遡って6ヶ月以内に当社が受領した本サー

ビスの利用料相当額を上限とするものとします。

第21条（秘密保持）

- 1 登録企業は、本サービスに関連して当社が秘密である旨指定して開示した非公知の情報（以下「秘密情報」といいます。）を秘密に取り扱うものとします。
- 2 登録企業は、秘密情報を厳重に保管・管理しなければならないが、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、第三者に開示、漏洩しないものとします。
- 3 登録企業は、当社から求められた場合はいつでも、当社の指示に従い、遅滞なく、秘密情報及び当該秘密情報を記載又は記録した書面その他の記録媒体物並びにその全ての複製物等を返却又は廃棄するものとします。
- 4 当社は、登録企業から秘密情報として指定のうで提供された情報を、本サービスの提供に必要な範囲内において、当社の親会社等（会社法第2条第4号の2に定める定義によるものとします。）及び本サービスの提供につき必要となる取引先その他関連会社に開示し、利用させることができるものとし、登録企業はこれにあらかじめ同意するものとします。ただし、当社は、本項に基づく開示を行う場合には、開示先に対し当社が負担するものと同水準による秘密保持義務を負担させるものとします。

第22条（本利用契約の有効期間）

- 1 本利用契約の有効期間は、本利用契約成立の日から、翌年の応答日が属する月の前月末日までの1年間とします。期間満了日から別途当社の定める期間より前までに、登録企業又は当社が本利用契約を更新しない旨を通知しなかったときは、本利用契約の期間満了日の翌日より1年間、従前と同一の内容で契約は更新されるものとし、その後も同様とします。
- 2 前項にかかわらず、当社又は登録企業は、あらかじめ3ヶ月前に書面により通知することにより、本利用契約を解約することができるものとします。本項に基づく解約につき、受託済みの決済代行業務であって、対象債権の譲渡、譲渡対価の支払い、対象債権にかかる取引先企業からの支払の受領のいずれかが本利用契約終了時点より後に行われることが予定されていた場合、当該決済代行業務の遂行に必要な範囲にて、本利用契約の効力が継続するものとします。
- 3 本利用契約が期間満了により終了した場合その他理由の如何を問わず、登録企業が本サービスを利用する権利を失った場合、登録企業は、本サービスを利用することができなくなり、アカウント、登録企業コンテンツその他本サービスに蓄積した情報を利用することができなくなることをあらかじめ承諾するものとします。
- 4 登録企業は、本サービスの利用を終了した後も、当社及び第三者に対する本利用契約上の一切の義務及び債務（損害賠償を含みますが、これに限りません。）を免れるものではありません。

- 5 当社は、登録企業が本サービスの利用を終了した後も、当該登録企業に関し当社が取得した情報（登録企業情報及び取引関連情報を含みますが、これに限りません。）を保有・利用することができるものとします。

第23条（本サービスの変更・中断・終了等）

- 1 当社は、登録企業に事前に通知することなく、本サービスの内容の全部又は一部を変更又は追加することができるものとします。
- 2 当社は、事前に、本サービス上又は当社ウェブサイト上への掲示その他当社が適切と判断する方法で登録企業に通知することにより、当社の裁量で、本サービスを終了することができるものとします。ただし、緊急の場合は登録企業への通知を行わない場合があります。
- 3 当社は、以下各号の事由が生じた場合には、登録企業に事前に通知することなく、本サービスの一部又は全部を一時的に中断することができるものとします。
 - (1) 本サービス用の通信機器設備等に関わるメンテナンスや修理を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) アクセス過多、その他予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合
 - (3) 登録企業のセキュリティを確保する必要性が生じた場合
 - (4) 電気通信事業者の役務が提供されない場合
 - (5) 第三者サービスの全部又は一部が提供されない場合
 - (6) 天災等の不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
 - (7) 火災、停電、その他の不慮の事故又は戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議等により本サービスの提供が困難な場合
 - (8) 法令又はこれらに基づく措置により本サービスの運営が不能となった場合
 - (9) その他前各号に準じ当社が必要と判断した場合
- 4 当社は、本条に基づき当社が行った措置により登録企業に生じた損害について一切の責任を負いません。
- 5 登録企業は、本サービス終了後も、当社及び第三者に対する本利用契約上の一切の義務及び債務（損害賠償を含みますが、これに限りません。）を免れるものではありません。
- 6 当社は、本サービス終了後も、当社が取得した登録企業に関し当社が取得した情報（登録企業情報及び取引関連情報を含みますが、これに限りません。）を保有・利用することができるものとします。

第24条（権利の帰属）

- 1 本サービス及び本サービス上で提供されるコンテンツ（以下「提供コンテンツ」といいます。）に関する一切の知的財産権は、当社又は当社にライセンスを許諾している者

に帰属するものとします。

- 2 当社は、登録企業に対し、本サービス及び提供コンテンツにつき、本サービスの利用に必要な範囲における非独占的な利用を許諾します。ただし、かかる利用許諾は、第三者に対し再使用許諾する権利を含むものではなく、また、登録企業に対し、提供コンテンツについての知的財産権、所有権類似の権利又は自由に処分しうる権利その他の権利の譲渡又は付与を意味するものではありません。
- 3 本サービス上、当社の商標、ロゴ及びサービスマーク等（以下、総称して「商標等」といいます。）が表示される場合がありますが、当社は、登録企業その他の第三者に対し、商標等を譲渡し、又はその使用を許諾するものではありません。

第25条（保証の否認及び免責）

- 1 本サービスは、対象債権の譲渡による登録企業の決済代行業務を受託することを目的とするものであって、本サービスの利用による債権回収額の向上を保証するものではなく、かつ、当社が登録企業に対し特定の知識、解決方法、コンサルティングその他サービスを提供することを目的とするものではありません。
- 2 当社は、登録企業による本サービスの利用につき、特定の目的への適合性、商品的価値、正確性、有用性、完全性、適法性、登録企業に適用のある団体の内部規則等への適合性を有することにつき何ら保証するものではありません。
- 3 当社は、本サービスが全ての情報端末に対応していることを保証するものではなく、本サービスの利用に供する情報端末のOS又はウェブブラウザのバージョンアップ等に伴い、本サービスの動作に不具合が生じる可能性があることにつき、登録企業はあらかじめ承するものとします。当社は、かかる不具合が生じた場合に当社が行うプログラムの修正等により、当該不具合が解消されることを保証するものではありません。
- 4 本サービスに関し、登録企業と第三者との間で紛争が生じた場合、登録企業は、直ちにその旨を当社に通知するとともに、自己の責任と費用においてこれを解決するものとし、当社はこれに一切関与せず、何ら責任を負わないものとします。

第26条（連絡方法）

- 1 本サービスに関する当社から登録企業への連絡（本規約の変更又は追加に関する通知を含みますが、これらに限りません。）は、当社ウェブサイト内の適宜の場所への掲示、本サービス内での通知、電子メールの送信その他当社が適当と判断する方法により行うものとします。
- 2 当社が電子メールの送信による通知を行った場合、当社からの通知は、登録企業が登録したメールアドレスにメールを送信することをもって、当該メールが通常到達すべきときに到達したものとみなします。

- 3 本サービスに関する問い合わせその他登録企業から当社に対する連絡又は通知は、本サービス内における問い合わせフォーム又は当社ウェブサイト内の適宜の場所に表示する本サービスに関する問い合わせアドレスへのメール送信その他当社が指定する方法により行うものとします。
- 4 当社は、登録企業が登録したメールアドレスその他の情報に基づき、本サービスに関する広告・宣伝等の連絡を行うことがあり、登録企業はあらかじめこれに同意するものとします。

第27条（権利義務の譲渡禁止）

- 1 登録企業は、当社の書面による事前の承諾がある場合を除き、本利用契約に基づく登録企業の権利若しくは義務、又は本利用契約上の地位について、第三者への譲渡、承継、担保設定、その他一切の処分をすることはできません。
- 2 当社が、本サービスにかかる事業を第三者に譲渡し、又は当社が消滅会社若しくは分割会社となる合併若しくは会社分割等により本サービスにかかる事業を包括承継させたときは、当社は、当該事業譲渡等に伴い、本サービスに関する利用契約上の地位、権利及び義務並びに登録企業情報その他の登録企業に関する情報を当該事業譲渡等の譲受人又は承継人に譲渡することができるものとし、登録企業は、あらかじめこれに同意するものとします。

第28条（分離可能性）

- 1 本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該無効又は執行不能と判断された条項又は部分（以下「無効等部分」といいます。）以外の部分は、継続して完全に効力を有するものとします。当社及び登録企業は、無効等部分を、適法とし、執行力をもたせるために必要な範囲で修正し、無効等部分の趣旨及び法律的・経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。
- 2 本規約のいずれかの条項又はその一部が、ある登録企業との関係で無効又は執行不能と判断された場合であっても、他の登録企業との関係における有効性等には影響を及ぼさないものとします。

第29条（準拠法及び合意管轄）

本規約は日本法に準拠するものとし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、訴額に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2017年4月7日 制定

